

ご存知ですか？ 福祉医療制度

福祉医療制度とは、該当となった方が医療機関を受診したとき、医療費の自己負担分を秋田県と美郷町が負担するものです。該当された方には「福祉医療費受給者証」を交付しますので、健康保険証・老人保健受給者証(老人保健に該当されている方の場合)とともに医療機関の窓口へ提示してください。

福祉医療費の種類と内容

区分	対象者	始期	所得制限
乳幼児	0歳から6歳まで	出生の日	なし (所得審査あり)
ひとり親家庭の児童	母子家庭・父子家庭の児童、両親のいない児童(18歳まで)	ひとり親家庭となった日の属する月の初日	あり
高齢身体障害者	身体障害者手帳4級から6級をお持ちの65歳以上の方(社保本人を除く)	・65歳の誕生日の属する月の初日 ・身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	あり
	身体障害者手帳4級から6級をお持ちで老人保健に該当されている方	・老人保健に該当した日 ・身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	
重度心身障害(児)者	療育手帳(A)、身体障害者手帳1級から3級をお持ちの65歳未満の方	・療育手帳または身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	なし (社保本人はあり)
	療育手帳(A)、身体障害者手帳1級から3級をお持ちの65歳以上の方(老人保健に該当)	・老人保健に該当した日 ・療育手帳または身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	

※所得制限がある区分は、毎年8月に前年の所得による審査を行い、受給の可否を決定します。

福祉医療費受給者証交付申請手続きに必要なもの

- 受給者本人の健康保険証 ●印かん
- 所得課税証明書(転入等により所得制限ありの区分を申請する場合)
- 身体障害者手帳または療育手帳(高齢身体障害者、重度心身障害(児)者の場合)

福祉医療費受給者証使用の際の注意

- 県外の医療機関で受診した場合・・・県外の医療機関では福祉医療が適用になりませんので、自己負担分をいったん支払っていただきます。
 - 窓口で福祉医療費受給者証を提示しなかった場合・・・医療機関側で確認ができなかった場合、自己負担分を支払っていただく場合があります。
- ※自己負担分を支払った場合は、申請により医療費の還付を受けることができます。

《還付の手続きに必要なもの》

- ・医療機関発行の領収書 ・印かん ・福祉医療費受給者証 ・振込先口座通帳(郵便局以外)

福祉医療費の対象とならないもの

- 入院したときの食事代、病衣代、文書料など医療保険の給付対象とならないもの
- 他の公費負担医療が受けられる場合

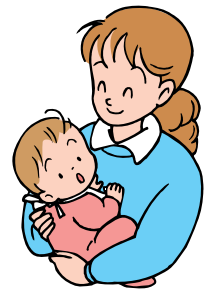
こんなときは届出を！

- 住所、氏名など福祉医療費受給者証に記載されている内容が変わったとき
- 加入している健康保険証が変わったとき
- 障害程度の変更など身体障害者手帳および療育手帳の内容が変わったとき

《届出に必要なもの》

- ・印かん ・健康保険証 ・福祉医療費受給者証
- ・身体障害者手帳または療育手帳(高齢身体障害者、重度心身障害(児)者の場合)

※福祉医療費受給者証の交付申請および各種届出は役場各庁舎の総合サービス課で受付しています※



役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎0187-84-4903(内線2144、2149)

国民健康保険加入の方が入院したときの 食事代の減額制度について

入院時の食事代は国民健康保険が費用の一部を負担していますが、住民税非課税世帯の方が入院された場合、入院時の食事代が減額される制度があります。

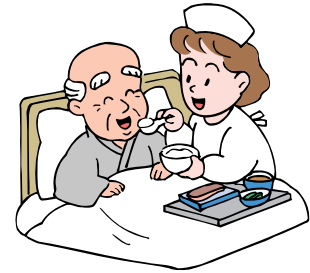
制度の適用を受けるには申請が必要となりますので、下記のものをお持ちのうえ、役場各庁舎の総合サービス課で手続きをしてください。

なお、減額が適用されるのは減額認定証の交付申請日の属する月の初日からとなります。

現在減額認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日までとなっております。8月以降も交付を希望される方は、新たに申請が必要となります。

○減額認定証の交付申請に必要なもの

- ①印かん
- ②国民健康保険被保険者証
- ③高齢受給者証(70歳以上で受給者証をお持ちの方)



※老年者非課税措置の廃止により住民税の課税対象となりますが、税法上の経過措置対象の方が世帯にいる高齢受給者は、減額が該当する場合があります。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎0187-84-4903(内線2144、2145)

老人保健の方が入院された際の 医療費の減額制度について

住民税非課税世帯に該当する老人保健の方が入院された場合、医療費の自己負担額や入院時の食事代が減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場各庁舎の総合サービス課で交付申請の手続きをしてください。

なお、減額が適用されるのは申請日の属する月の初日からとなります。

また、現在限度額認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日までとなっております。8月以降も交付を希望される方は、新たに申請を行ってください(個別通知はいたしません)。

○限度額適用・減額認定証の交付申請に必要なもの

- ①印かん
- ②老人保健受給者証
- ③健康保険証



※老年者非課税措置の廃止により住民税の課税対象となりますが、税法上の経過措置対象の方が世帯にいる老人保健の方は、減額が該当する場合があります。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎0187-84-4903(内線2144、2149)